

阿賀野市告示第 2 0 4 号

阿賀野市水中運動普及事業実施要綱を次のように定める。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市水中運動普及事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、介護予防に有効な運動のひとつである水中運動を広く市民に普及することによって健康づくりを図り、将来的な介護予防や医療費の軽減、参加者間の交流による地域活性化に繋げることを目的とし、阿賀野市水中運動普及事業実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第 2 条 事業の実施主体は阿賀野市とする。

(運営)

第 3 条 市長は事業の運営を、適切な事業運営が確保できると認められる団体等（以下「事業受託団体」という。）に委託することができる。

(事業内容)

第 4 条 事業の内容は次に掲げるものとする。

- (1) 水中運動教室の実施（年 4 5 回）
- (2) 心身機能調査の実施（年 1 回）
- (3) 水中運動教室の周知

(参加費)

第 5 条 水中運動教室の参加費は、1 人 1 か月 2, 0 0 0 円とする。

(報告)

第 6 条 事業の運営及び前条に規定する参加費の徴収を委託した場合、事業受託団体は、事故及び実施運営上の問題が生じた時には、直ちに市長に報告しなければならない。

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 4 年 1 1 月 3 0 日から施行する。